

佐賀県告示第二百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年七月六日から平成二十二年八月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月六日

佐賀県知事 古川 康

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|--------------|--|----------|
| 一般国道 三八五号 | 神崎市神崎町本堀字河東七三三番四 地先から 神崎市神崎町本堀字一本松一三三〇 番三地先まで | 平成二二・七・六 |